

条件付一般競争入札による市有地売払に係る質疑回答

番号	質問内容	回答
1	募集案内書2ページ「1. 用途制限③」は、主たる業が記載の場合であって、例えば自動車販売業や自動車整備業においては、まれに自動車から取り外した部品を修理車両に使用して販売することもあり得ますが、この場合は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	用途制限項目の③④については、中古車や中古車を解体しその部品を輸出する、所謂ヤード業といわれる業を制限する為に設定しています。国内で店頭販売を行う一般的な中古車販売業や自動車整備業については制限の対象ではございません。
2	募集案内書19ページ「物件調書」の備考欄に記載の、「土壌汚染調査、物理探査、試掘調査、地盤調査、アスベスト調査は実施していない」とのことですが、貴市所有前から現状に至るまでの当該土地の用途や状況等（例えば、産廃が置かれていた、テニスコート造成時に埋設物があった等）を分かる範囲で教えてください。	空中写真によると昭和21年以降、市所有まで農地（田）であったと推測され、また、市所有以降の年代で埋め立てられた様子がうかがえますが、資料等が残っておらず、ご質問のことにつきましては不明です。（空中写真は国土地理院のホームページにて閲覧可能です。）
3	募集案内書19ページ「物件調書」の備考欄に記載の、「本案件は水道の接続をしていません」とのことですが、水道管は繋がっているので手続きすれば水道が利用できるということでしょうか。	既存トイレなどに接続されていた水道管は、本物件北側の江場ポンプ場から給水分岐したものであり、現在、本物件への水道管は繋がっていないため、水道を利用できません。市道江場9号線に配水管（HPPE φ75）が埋設されていますが、本物件の前面まで入っておりませんので、配水管の末端からの給水引込工事と水道の加入者負担金が必要となります。
4	募集案内書19ページ「物件調書」の備考欄に記載の排水に関して、令和7年度4月以降に下水道へ接続すれば、既存トイレは使用可能でしょうか。	現状トイレ器具が利用できるか確認しておりません。
5	今回の市有地売却について、地番の444-2の記載がないのは売払対象外と考えていいですか。売払対象外の場合、現状の出入口付近はそのまま出入口として使用可能でしょうか。	444-2番は水路管理用地として市所有のため、売却対象外となります。444-2番を使用しない出入口の確保をご検討願います。
6	正金橋について、以下について教えてください。 ①正金橋は、将来において、計画的な定期検査や補修などで、通行禁止になる場合がありますか。 ②橋を通過できる自動車の重量の上限を教えてください。 ③橋を拡幅する計画はありますか。	道路管理者である土木課に確認したところ以下の回答となりました。 ①橋梁につきましては概ね5年毎に定期点検を行っております。将来において点検、修繕、改修などの実施方法によっては通行禁止になることも考えられます。 ②20トン以下です。 ③ありません。 ※詳細は土木課へお問い合わせください。